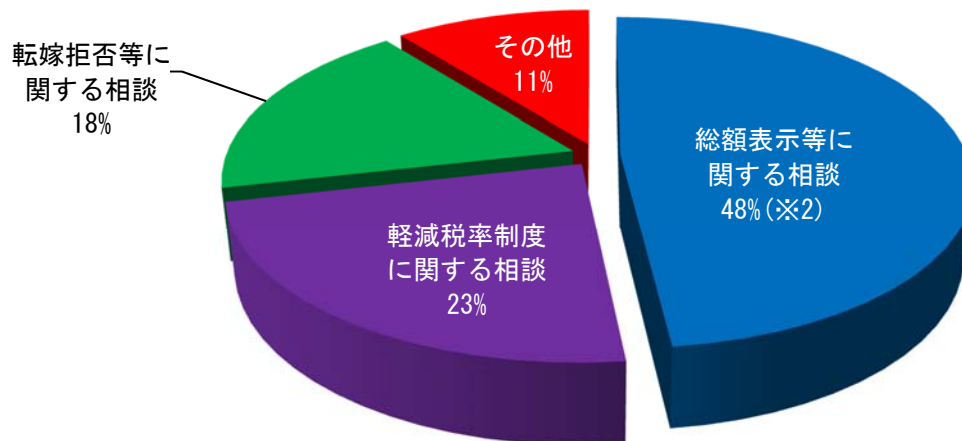


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 29 年 5 月(5/1～5/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

5 月の相談件数：電話 50 件、メール 6 件
【相談内容（全 56 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 小売事業者です。税抜価格と税込価格を値札に併記していますが、例えば税込価格の文字サイズが税抜価格の 50%以上でなければならないといった具体的な数値を定めた基準はありますか。

A. 税込価格に併せて税抜価格を表示する場合は、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されないよう税込価格を明瞭に表示する必要があります。

そして、税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たっては、具体的な数値等を定めた規定はありませんが、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性といった要素を総合的に勘案することとなります。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 卸売事業者です。軽減税率制度の実施に併せて、区分記載請求書等保存方式が導入されますが、区分記載請求書等に個々の商品ごとの税率を記載する必要があるのでしょうか。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

※2 うち総額表示に関する相談が 22%、消費税一般に関する相談が 78%

A. 区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等の記載事項は、次の事項です。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける者の氏名又は名称

したがって、区分記載請求書等に個々の商品ごとの「税率」の記載は必要ありません。ただし、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載する必要があります。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. 事業者です。軽減税率が適用される出前か、軽減税率が適用されないケータリングかの判断基準は何でしょうか。

A. 顧客の指定した場所まで単に飲食料品を配達する出前は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率が適用されます。

一方、軽減税率が適用されないケータリングとは、相手方が指定した場所で加熱、調理又は給仕等の役務を伴って飲食料品の提供をするものをいいます。

したがって、飲食料品の配達後に、給仕等の役務の提供が行われるような場合には、ケータリングに該当することになります。

なお、軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. 飲食業を営む事業者です。当初店内での飲食を予約していた顧客から、店内で飲食ができなくなったことから予約をキャンセルし、店内で飲食をせず、持ち帰りになりたいと言われたため、飲食料品を持ち帰り用の容器に入れて提供しました。この場合は軽減税率が適用されますか。

A. 軽減税率が適用されない「食事の提供」に該当するのか、又は軽減税率が適用される「持ち帰り」となるのかは、その飲食料品の提供を行った時点において判定することとされていますので、顧客から持ち帰る意思表示を受け、持ち帰り用の容器に入れて提供した場合は、単なる飲食料品の譲渡であることから、軽減税率の対象となります。

したがって、御質問の場合、店内で飲食させず、持ち帰りとして販売していることから、軽減税率が適用されます。

なお、軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610